

## インボイス制度

登録申請は3月末! 切迫る

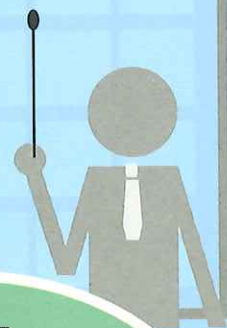
## 「生衛業者が押さえておくべき消費税」

◆日 時：令和5年1月24日（火）15:00～16:30

◆会 場：主婦会館（プラザエフ）9階「スズラン」

&lt;千代田区六番町15（JR四ツ谷駅前）&gt;

- ・「インボイス制度」をご存知でしょうか。課税事業者か免税事業者かにより請求書の書き方が変わり、課税事業者に支払った消費税だけが消費税控除の対象になります。
- ・インボイス（適格請求書等）とは税務署に申請を行い登録番号を取得し要件を満たした請求書・領収書等をいいます。消費税の免税事業者はインボイスを発行できないので課税事業者になるしかありません。
- ・消費税の原則課税事業者（法人等）を顧客にされている店舗、一般消費者を顧客にされている店舗では対応が異なりますので、各生衛業者がどう対応していけば良いか、具体的にアドバイスいたします。

1. 「インボイスってなに」  
どのような影響があるの？2. 「消費税の計算のしくみ」  
原則課税・簡易課税・免税制度の  
違いって？3. 「インボイス制度概要」  
スケジュール、登録番号、  
罰則とは？4. 「インボイス登録はしないといけないの」  
衛生業で登録が必要な業種、  
必要ない業種って何？5. 「インボイス制度への具体的な対応」  
登録した場合、しなかった場合に  
どんな対応すべき？

●講 師：税理士・中小企業診断士 根津信之 氏

税理士事務所に20年以上勤務、携わった税務申告は中小企業・個人事業、相続税などを中心に1500件以上に及ぶ。中小企業を主にクライアントとし、税理士と中小企業診断士の資格を生かし、節税だけにとらわれない企業の成長につながるアドバイスを行っている。



※申込される方は、裏面「受講申込書」に記入の上FAXでお願いします。

申込期限／令和5年1月10日（火）

公益財団法人

東京都生活衛生営業指導センター

<https://www.seiei.or.jp.tokyo/>

お申込み・お問い合わせ



TEL.03-3445-8751



FAX.03-3445-8753